## 文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部教育総務課

	佣り	]金	の 名	小行												-	29年及調宜		
補	助	金	Ø	名	称	入学支度資金の融資あっせん													
根	拠	ŧ	涀	定	等	文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例													
創	į	设	年	F	月	平成	29	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕			終了	予定年	月			
直	近 Ø	)見	直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕								
見	直	L	Ø	内	容														
						款			項		目		大事業		中	事業	実施計画事業番号		
予	, =	算	科	‡	目	10教育費		01教育	総務費	02∄	事務局費	08和 資金	私立高校入学; 金	支度	01私立高村 資金	<b>交入学支</b> 度	-		
補	助	金	Ø	種	別	奨励	的補助	<b>л</b> [	加設運	営補	捕助 ☑ 扶	助的	的補助 🗌	投資	的補助	☑ 利子補	給		
2																			
補	J	助	E	1	的	金の金融	私立高等学校等に入学する生徒を持つ保護者で、経済的にお困りの方に対して、入学に必要な支度資金の金融機関による融資をあっせんし、利子補給(保証料を含む)を行い、広く教育の機会均等を図り 有用な人材を育成する。												
補	助事	業	等	の内	容	【融資条例	あっせんした融資から生じた利子及び保証料の補助 【融資条件】上限:被保護者1人につき40万円。返済方法:6カ月間据え置き後、40カ月以内に元金均 等、毎月返済。												
補	助対	象系	圣費	の内	容	あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額													
						▽ 区民	;	地域	活動団体	:	□ NPO (	特別	定非営利活動	加団体	) 事業	者	その他		
補	助	事	業	者	等						は具体的に								
		金				定率	: (補	助率			,	)	定額	(補助	額		)		
				算 出					単価	(	助単価				単位		) [	] 規定なし	✓ その他
補	助		の		出	〔その他の	の場合	は具体	的に記え	()									
						あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額(年2.9%)													
[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]																			
公	募	C	か	状	況	区報・HPでの周知に加え、区内中学校を経由して募集要項を個別配布													
実使			: 時( 隆 記	こおけ ② 方	っる 法	[ 領収	≀書(写		型契約書	<u> </u>	□ 決算書		□ 成果物	<b>√</b>		在学証明書、 の写し	生徒手帳		
						☑ 区単	独		負担害	削合	区 -		国 –	1	邹 -	補助対象	象者 -		
補	助・	単	独(	の状	況	補助	(区上美	乗せ無	し) 上乗t n、内容・I							•			

## 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	経済的にお困りの方で私立高等学校等に入学したい生徒 をもつ保護者は一定数おり、区民ニーズに適合している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合している か	А	教育の機会均等を図り有用な人材を育成するという 点から、区の政策に適合している。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	経済的にお困りの方に対し、入学に必要な資金を実質無 利子で融資あっせんするのは公益性が高い。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	私立高等学校等に入学する際に一時的にかかる多額の経費を保護者が工面できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	А	区報やホームページでの周知の他、区立・私立・国 立中学校にチラシを配布し、周知をしている。
五十日	交付先は適正な手続きによって決定されているか	А	条例・規則等に基づき、審査の上、決定している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	経済的にお困りの方に対する支援として、代替案は 無い。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	入学に必要な資金を融資あっせんすることで、教育の機 会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	入学に必要な資金を融資あっせんすることで、教育の機 会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	入学に必要な資金を融資あっせんすることで、教育の機 会均等が図られ、有用な人材育成につながる。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか		
(妥当性) ※個人等 の補助金に	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
ついては不 要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績 (件、千円)

_4 文刊 美棋						
項目		29年度(予算)				
交	で付(見込み)件数	1				
決算(予算)額		ı				
	国庫支出金	-				
	都支出金	ı				
	その他	ı				
	一般財源	ı				
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)						

5	押單	75.7	《今後	1	4	台	杫
•	=-1-751	N/ I	$\Lambda \rightarrow 17$	7 ( <i>)</i>	, ,	101	11—

平成30年1~3月に申請の受付を行い、交付を決定する。(補助金の交付は30年度より開始)